

令和4年度ボイラー・タービン主任技術者会議 火力発電に係る九州管内の概況について

令和5年2月14日

九州産業保安監督部 電力安全課

【目次】

1. 管内の火力（汽力、ガスタービン）発電所の稼働状況
2. 管内の火力発電所における電気事故の状況
3. 電力安全課からのお知らせ

【目次】

1. 管内の火力（汽力、ガスタービン）発電所の稼働状況
2. 管内の火力発電所における電気事故の状況
3. 電力安全課からのお知らせ

1. 管内の火力（汽力、ガスタービン）発電所稼働状況

◆管内の火力発電所設置状況

表1 県別設置数、出力合計（計画含む）

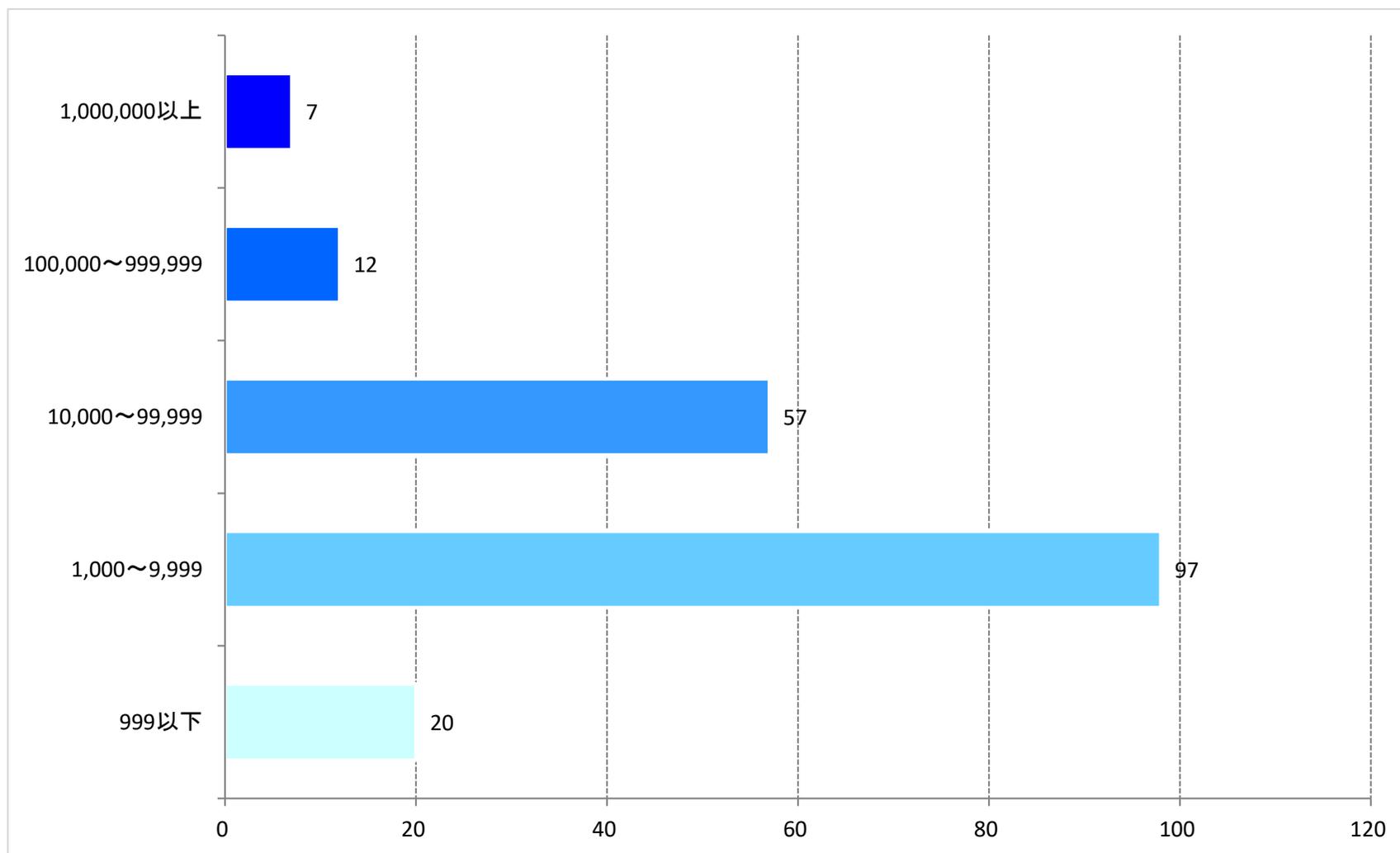
県	設置数	出力合計 (kW)	出力合計 (kW) (自家用のみ)
福岡	55	5,128,559	2,028,559
佐賀	12	167,260	167,260
長崎	14	4,730,725	30,725
熊本	21	1,708,980	308,980
大分	38	4,912,657	1,230,657
宮崎	20	475,100	475,100
鹿児島	33	238,040	174,740
合計	193	17,361,321	4,416,021

（工事計画書（R5.1届出分まで）より）

1. 管内の火力（汽力、ガスタービン）発電所稼働状況

◆管内火力発電所の設置数

(kW)



(箇所)

図1 出力規模別設置数

(工事計画書 (R5.1届出分まで) より)

1. 管内の火力（汽力、ガスタービン）発電所稼働状況

◆管内火力発電所の設置数

- ・廃棄物焼却排熱利用の発電所が多くの自治体等に設置されている(更新含む)
- ・バイオマス燃料の発電所設置が増加傾向

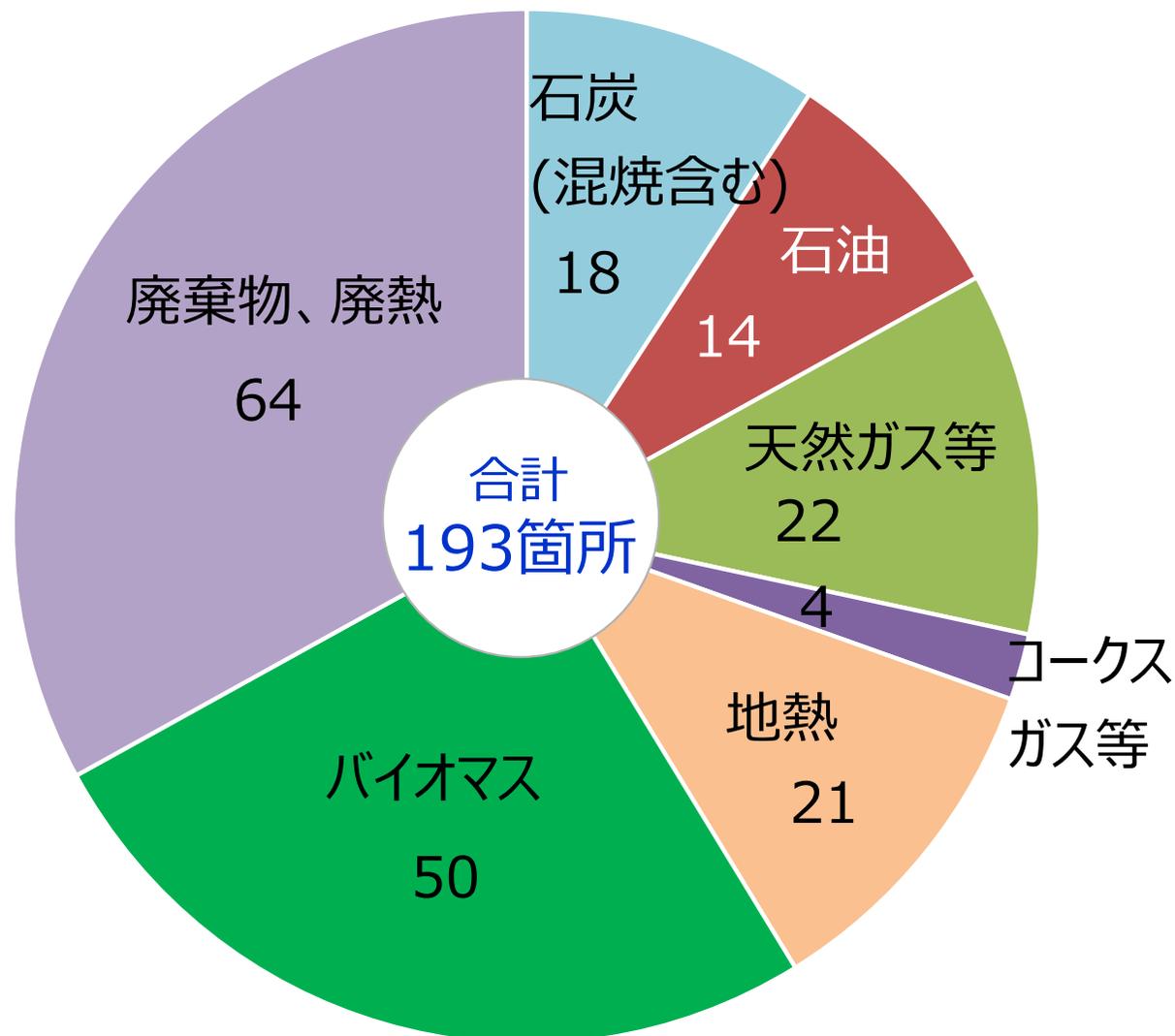


図2 一次エネルギー別設置数

(工事計画書 (R5.1届出分まで) より)

【目次】

1. 管内の火力（汽力、ガスタービン）発電所の稼働状況
2. 管内の火力発電所における電気事故の状況
3. 電力安全課からのお知らせ

2. 管内火力発電所の電気事故状況

◆電気事故発生数

- ・本年度の発生件数はほぼ例年並み
- ・ボイラーに係る事故は、圧倒的にチューブブリークが多い傾向

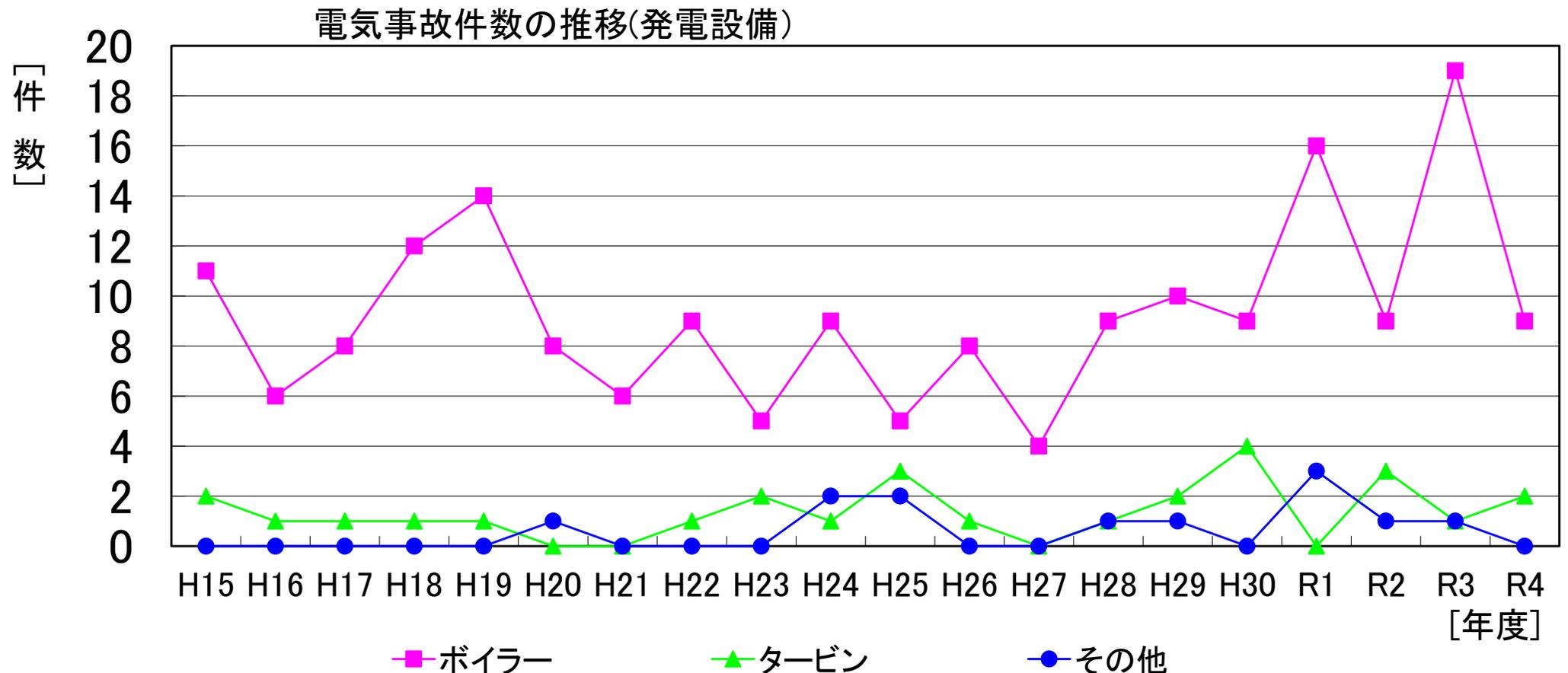


図3 事故発生数 (電気関係事故報告 (R5.1届出分まで) より) 7

2. 管内火力発電所の電気事故状況

◆電気事故発生原因の傾向

- ・保守不完全が最多（経年劣化による原因多）
- ・他は、自然劣化、その他等

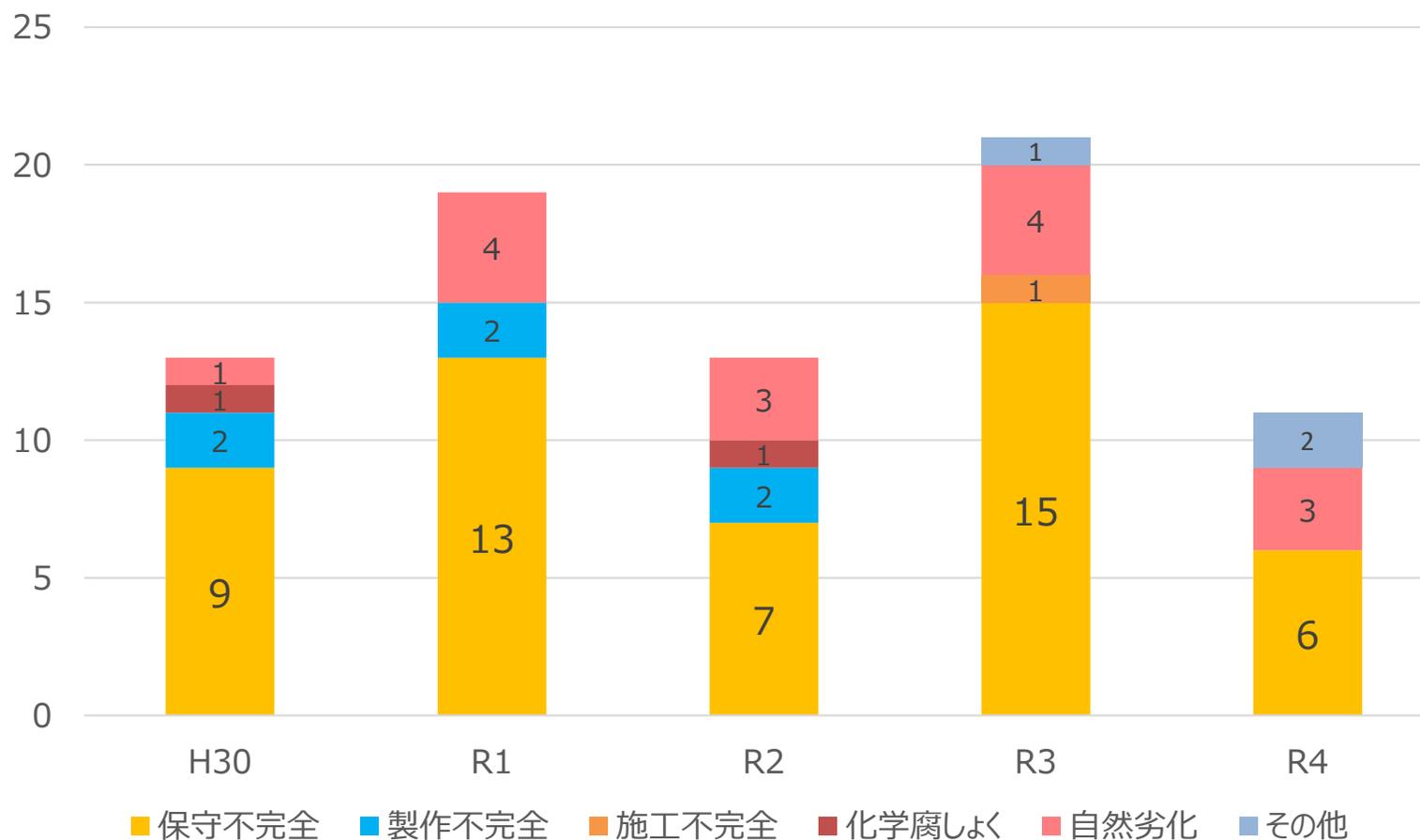


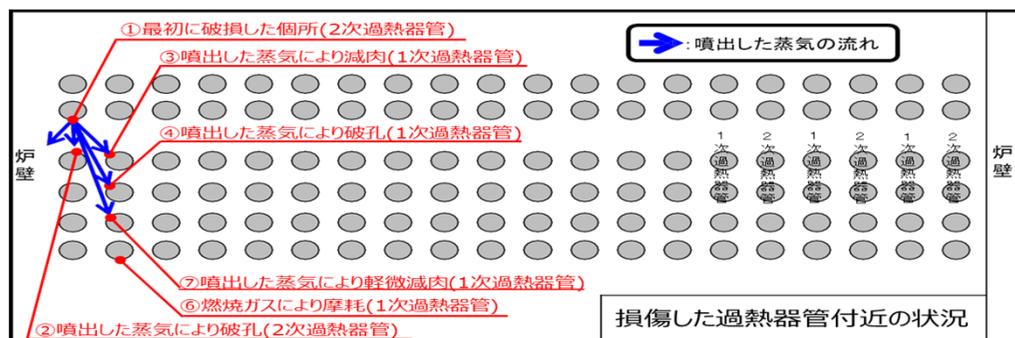
図4 原因別事故発生数（電気関係事故報告（R5.1届出分まで）より） 8

2. 管内火力発電所の電気事故状況

◆電気事故事例

① エロージョン摩耗による破損

炉壁、1次過熱器管、2次過熱器管の表面に
燃焼ガス及び飛散灰によるエロージョン摩耗



<再発防止策>

- ・破孔及び減肉が見られた箇所にプロテクター取付け
- ・過熱器管上部側を点検項目に追加
- ・燃料（木屑）への異物混入量の削減対応

図5 エロージョン摩耗による破損例

2. 管内火力発電所の電気事故状況

◆電気事故事例

② ピンホールによる漏えい

ブロー配管には通常保温材を施工しているが、その保温材劣化によりボイラー水洗水等が侵入し、腐食を進行させたことによる腐食摩耗

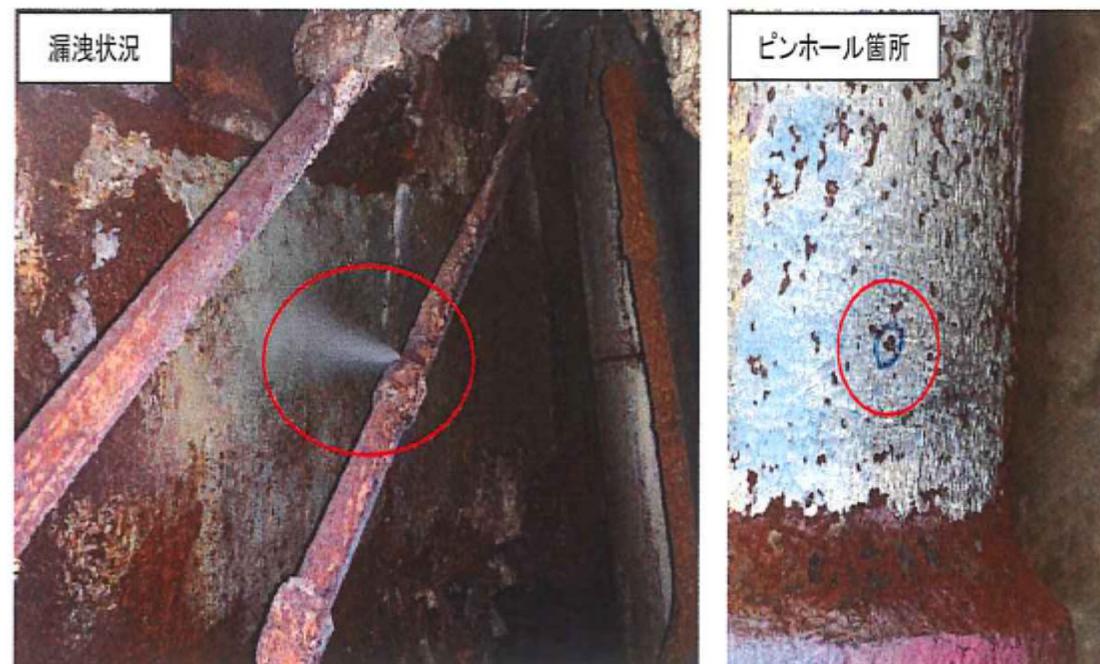


図6 ピンホール状の腐食例

<再発防止策>

- ・類似配管を含め、保温材の撤去
- ・保温材撤去箇所に塗装を実施
- ・定期事業者検査において、目視・触診による腐食状況の継続的な確認

2. 管内火力発電所の電気事故状況

◆電気事故事例

③ 節炭器管のクラックによる漏えい

管寄せ真横から90°曲がり、炉壁に沿って垂直に立ち上がる形状であるため、炉壁に付着したダストの影響を受け管寄せ溶接線に応力が作用した。そこにスートブロワ蒸気による繰り返し応力が働いたことによる応力腐食割れ

<再発防止策>

- ・非破壊検査による健全性の確認
- ・炉壁と水管の間の継続的なダストの除去

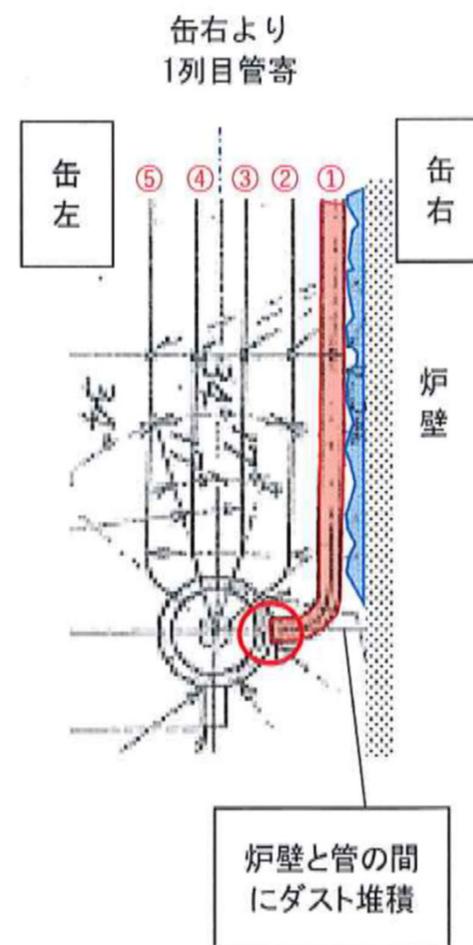


図7 クラック状の腐食例

2. 管内火力発電所の電気事故状況

事故報告における **70%以上**がボイラーによるチューブリークです

特に経年劣化に伴い、過去事故が発生していなかった部位に対する破損事故発生(蒸発管、水冷壁管等)

これまでに点検対象としていない範囲はありませんか？

今年度の事故事例を見ると、

○耐火材が脱落している箇所の点検が十分ではなかった。

(対策) 確実な点検と耐食・耐熱性に優れた材質への変更

○ボイラー起動停止や負荷変化での熱伸び差による繰り返し熱応力箇所

(対策) これまで未点検部位の洗い出し及び点検計画

○管の減肉原因が十分把握されていなかった。

(対策) 新たな原因に基づく管理方法の見直し

以上を参考に、定検範囲の見直しの必要性について検討をお願いします。

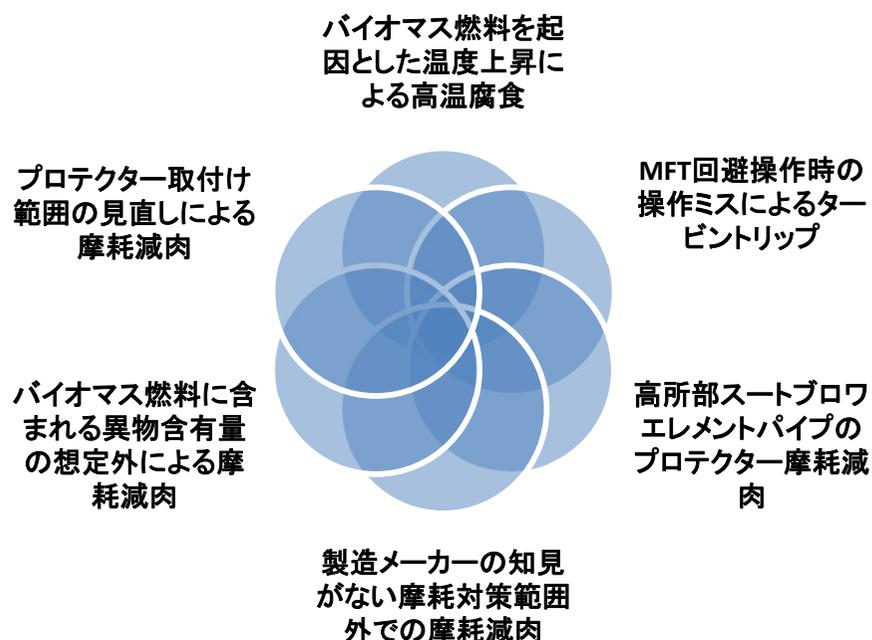
2. 管内火力発電所の電気事故状況

◆近年の事故報告に見られる傾向

傾向

経年劣化によるものが多い傾向に変わりはないが、比較的運転年数の短いバイオマス発電所での事故が散見される

事例



当初の設計条件の妥当性は、実際の運転開始後にしか分からない部分もあると思慮しますので、メーカーと点検結果の共有等を図るなど早めの予防保全に繋がるような対応の検討をお願いします。

【目次】

1. 管内の火力（汽力、ガスタービン）発電所の稼働状況
2. 管内の火力発電所における電気事故の状況
3. 電力安全課からのお知らせ

3-1. 電力安全課からのお知らせ（要点のまとめ）

問合せ及び修正連絡が多い事項のまとめ

3-1. 電力安全課からのお知らせ（要点のまとめ）

届出書類の提出に際し、確認していただきたい事項

〔連絡事項〕

- 主任技術者選任時の証明書類（社員証、在職証明書、健康保険証等）の写し
- 保安規程変更にあわせてサイバーセキュリティの条項を追記
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/os_hirase/2022/07/20220706-2.pdf
- ボイラー・タービン主任技術者の免状申請時には、事前に実務経歴書だけ（卒業証明書や申請書は不要）を郵送又はメール
課室メール：bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp（全て英字半角小文字）

〔依頼事項〕

- 主任技術者選任時には連絡先（電話とメールアドレス）をご提示願います。
- 可能な限り保安ネットによる申請を心がけるようお願いします。
◎ 進捗確認、保安ネット上でやりとり完結、受理証明の発行可能

3-1. 電力安全課からののお知らせ（要点のまとめ）

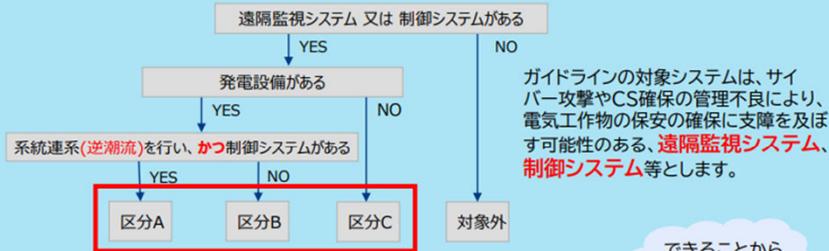
自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインの制定について

電気保安分野におけるスマート化の推進や再エネの導入拡大に合わせて、**自家用電気工作物（発電事業の一部を除く）**に対し、**令和4年10月1日より、サイバーセキュリティ（CS）の確保と保安規程への記載を求める**こととしました。

それに伴い、技術基準省令・解釈の改正及び「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）（通称：自家用GL）」及び「電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）（通称：保安規程内規）」を制定しました。
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220610.html

※このリーフレットは設置者への周知用にご使用下さい。保安業務に従事される方は、ガイドラインやQ&A、説明資料をご覧ください。

<自家用サイバーセキュリティ規制の該当性確認のフロー>



区分A～Cに応じて、CS対策の義務(勧告的事項)と推奨(推奨的事項)に分けられており、**対策事項(レベル)を基本推奨的事項とし、最低限の基準として区分Aのみ一部勧告的事項が**ございます。

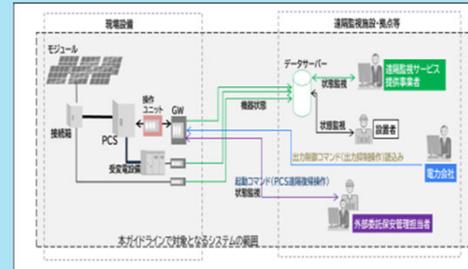
ただし、同じ区分であっても、出力や電圧、設置環境等が異なるので、**社会的影響度を加味した対策**が必要です。

そのため、まずは**攻撃を受ける可能性のある設備や想定される被害を洗い出し、それに対する対策の必要性を検討**していただく必要があります。それを踏まえて、**過度な負担にならない範囲で可能なCS対策から取り組んでください。**



裏面もご覧ください。

本ガイドラインの適用範囲は、設置者が施設する自家用電気工作物の遠隔監視システム及び制御システム並びにこれらのシステムに付随するネットワークを対象とし、**これらに携わる者**に適用します。



<これらに携わる者の具体例>

- ・設置者
- ・保安管理業務の外部委託の受託者
- ・系統接続先の電力会社
- ・遠隔監視サービス提供事業者など

セキュリティ管理責任組織を構築

サイバーセキュリティ対策のため、まず何を行うべきか

- サイバー攻撃による被害を回避し、軽減するため、具体的には、次のようなサイバーセキュリティ対策が考えられます。
 - ✓ **機器における対策:** ウィルス対策ソフトの導入及び定期的なウィルスチェック、OS等の最新化、USBポート等の使用制限・物理的施設など
 - ✓ **通信における対策:** ネットワークの閉域網化、ネットワークの監視(FW, IPS/IDS, WAF等)、通信の暗号化、他ネットワークとの接続点の最小化、接続点の防御措置など
 - ✓ **運用面での対策:** アカウントの制限、アクセス端末の制限、セキュリティマニュアルの整備など
 - ✓ **物理的な対策:** セキュリティ区画の設定、アクセス管理の実施など
- サイバー攻撃による被害が生じた際、迅速に対応できるようにするため、次のようなサイバーセキュリティ対策も有効です。
 - ✓ **セキュリティ管理責任組織の設置、手順や報告先等の事前確認、組織内の体制・役割・責任・目的・対象システムの明確化、原因特定のためのアクセスログの記録、サイバー保険への加入、セキュリティ教育及び訓練、想定される被害の洗い出し及びその対策の要否**など
- サイバーセキュリティ対策について不明な点があれば、システム構築事業者(SI)や、サイバーセキュリティ専門事業者へ相談することを推奨します。また、「IT導入補助金」の制度を活用してサイバーセキュリティお助け隊サービス制度等も積極的にご活用ください。
https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html
https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/sme_guide.html

電気事業法についての問い合わせ窓口 エリア/組織名/電話番号

北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311	近畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部電力安全課	022-221-4947	中国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385	四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817	九州	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督部	076-432-5580	沖縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

3-2. 電力安全課からのお知らせ（押印省略廃止）

押印省略廃止について

3-2. 電力安全課からのお知らせ（押印省略廃止）

電力安全課への申請及び届出手続は原則押印不要です

「押印を求める手続きの見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が交付・施行されたことを受け、電力安全課への申請・届出手続きについては原則押印が不要となっています。

引続き押印を必要とする書類は、以下のとおりです。

- 主任技術者免状交付申請等に添付する実務経歴証明書
- 委任状
- 申請届出書の添付書類（時期変更承認など）
- 証明書類（在職証明書）

3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

事故報告の方法等について

3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

- 事故の発生を知った時から**24**時間以内に当課に報告
- **メール、FAXの場合は電話でも連絡を**

【速報の報告例】

- いつ ○月○日 ○時○分頃
- どこで 設置者名、○○発電所、発電所出力
- なにが 第○号ボイラー 一次過熱器管
- どうなった 発生状況：破損（破孔等）
- 発信者 氏名、連絡先

※詳細な資料は不要です。まずは連絡をお願いします。

3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

事故速報の連絡先

【平日・昼間】

電力安全課 発電係

Tel. 092-482-5520,

Fax. 092-482-5973

【平日・夜間及び休日】

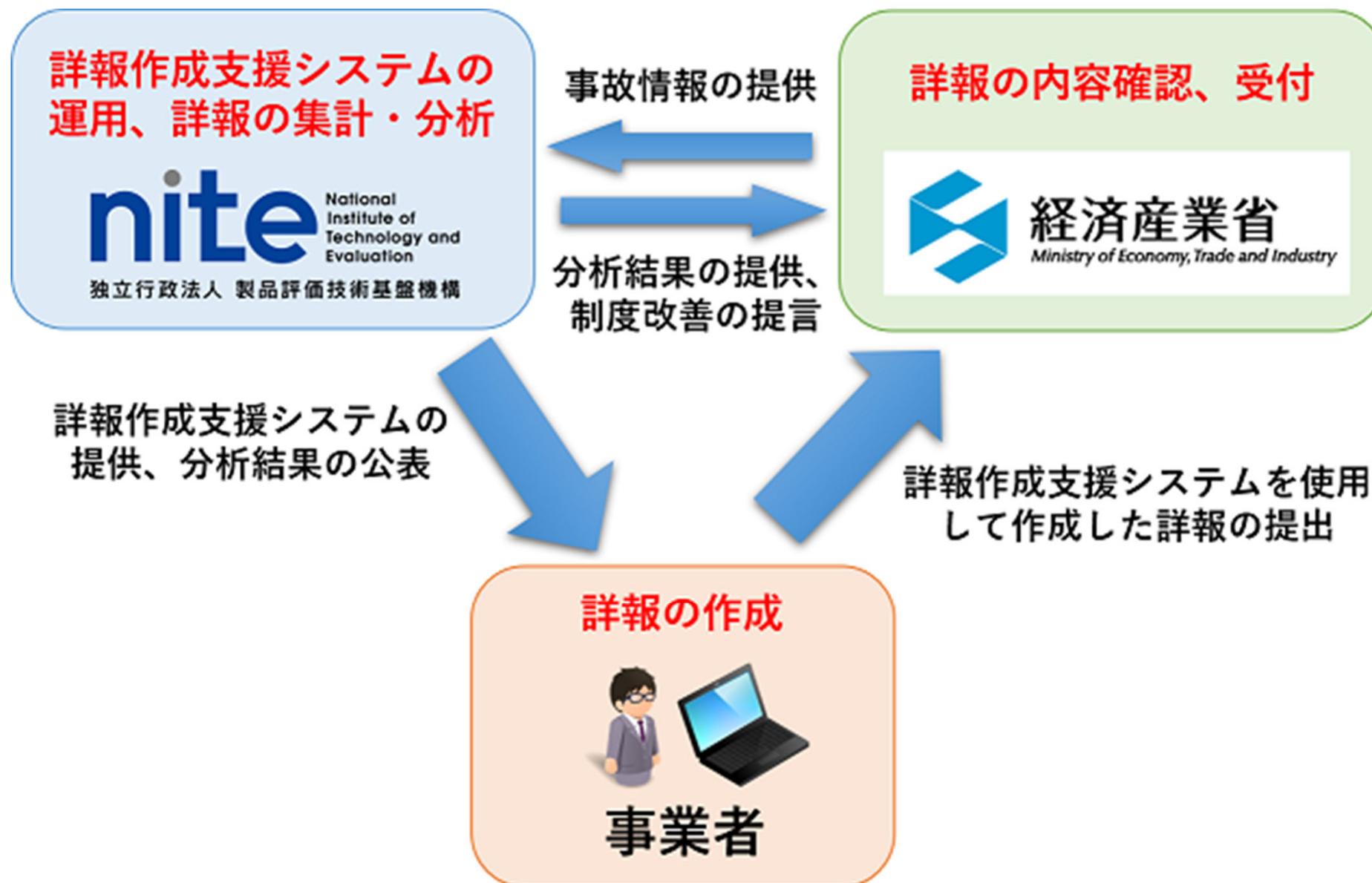
電力安全課長又は総括課長補佐の携帯に連絡

bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp（全て英字半角小文字）

ビーゼットエル

3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

【詳報作成支援システム】 令和元年8月より運用開始



3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

【詳報作成支援システム】

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>

詳報作成支援システム

システムの運用情報はこちらからご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shoho.html>

事故詳報作成

「電気事業法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者」又は「自家用電気工作物を設置する者」であって、電気報告関係規則第三条各号に掲げる事故報告（詳報）を作成・修正をする方は上記「**事故詳報作成**」ボタンをクリックしてください。従前の詳報（11号「波及事故」等）を作成する方は、上記の「**事故詳報作成**」ボタンを押してください。）

小出力発電設備事故報告書作成

「10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備」又は「『20kW』未満の風力発電設備」の所有者・占有者であって、電気報告関係規則第三条の二各号に掲げる小出力発電設備の事故報告（詳報）を作成・修正をする方は上記「**小出力発電設備事故報告書作成**」ボタンをクリックしてください。
(2021年4月1日より小出力発電設備で例えば下回に掲げる内容の事故が発生した場合、事故報告が対象になりました。詳細はこちらをご覧ください。)
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/jikohoukoku.html



NEW

システムの使い方【YouTube】

システムの使い方を説明したYouTubeの動画編集（プレイリスト）です。事故例を題材としたストーリー形式になっており、登場人物2人の会話を通して、自然にシステムの使い方が学べるようになっています。動画は、電気設備の種類（事業用、小出力発電設備）、事故の種類（感電死傷、破損、波及）によって分かれていますので、ご自身の事故報告書に近い動画をプレイリストからお選びください。また、各動画にはチャプターがついているので、見たい箇所から再生が可能です。



- 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が管理
- 事故種別に応じて適切な入力項目が表示されるため、**必要な内容を含む報告書を簡単に作成することが可能**
- 必須項目に記載漏れがないかシステムが自動で確認
- 入力可能な限り選択形式（プルダウンもしくはボタン選択）で、**報告書作成の労力を軽減**
- 作成した報告書は**様式第13の形式で印刷可能（PDF出力）**

独立行政法人製品評価技術基盤機構

Copyright © National Institute of Technology and Evaluation.
All rights reserved.

3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

【詳報作成支援システム】

詳報作成支援システム

電気事故の報告書を新たに作成します。

報告書の新規作成

途中まで作成して保存した電気事故の報告書のファイルを読み込んで、作業を再開します。
また、作成した電気事故の報告書を修正する場合も、こちらからファイルを読み込んで、修正作業を行います。

**報告書の作成作業の再開、及び、
作成した報告書の修正**

注意書きを確認します。

注意書き確認

3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

【詳報作成支援システム】

報告事業者1

報告事業者の枠を追加する

[必須] 報告事業者	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 個人
法人番号	<input type="text"/>	
[必須] 郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/>	
[必須] 都道府県名	<input type="text"/>	
[必須] 市区町村名	<input type="text"/>	
[必須] 番地・建物名	<input type="text"/>	
[必須] 代表者氏名	<input type="text"/>	
[必須] 代表者役職名	<input type="text"/>	
[必須] 事業者区分	<input type="radio"/> 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者 <input type="radio"/> 自家用電気工作物を設置する者 <input type="checkbox"/> 送電事業者 <input type="checkbox"/> 発電事業者 <input type="checkbox"/> 一般送配電事業者 <input type="checkbox"/> 特定送配電事業者	

「電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者」に該当する発電事業者は、電気事業法施行規則第48条の二により、200万kW(沖縄電力供給区域は10万kW)を越えること。

3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

【詳報作成支援システム】

事故発生状況

(1)事故発生前の状況

事故発生前の状況は、以下の9項目何れか一つ以上は入力必須です。
入力する項目をクリックすると入力するための枠が表示されます。

天気・天候・湿度・温度
発電状況
負荷状況
電力潮流
関係電気工作物の施設状況
保守点検の状況
運転の状況
作業の状況
その他

(2)事故発生時の経緯

事故の発生・拡大の電氣的及び時間的経緯、保護装置の動作状況、保安通信、給電連絡等の状況などを時系列で入力してください。

		日時	内容(100文字)
追加	削除		

3-3. 電力安全課からのお知らせ（事故報告の方法）

【詳報作成支援システム】

経緯備考
(最大400文字)

その他
(最大400文字)

上記以外の事故の発生の経緯に関する情報があれば、入力してください。

(3)応急処置

応急処置
(最大400文字)

事故の発生や被害の拡大を防ぐための応急措置を入力してください。

(4)復旧作業

[必須]復旧作業
(最大400文字)

事故情報に関する公開について①

(2021.11.5 第8回 電気保安制度WG)

- 毎年発生した電気工作物の事故については、NITE（（独）製品評価技術基盤機構）において分析・統計され、主任技術者会議や各種研修、経産省のHP等を通じて共有。また、特徴的な事故事例については、業界団体を通じて周知。
- 特に重大な事故事例については、新エネ事故対応WG等の審議会において個別に取り上げ、事故原因の調査や再発防止策の検討等を行い、その検討過程・対策等について、経済産業省のホームページで公表してきたところ。
- こうした取組に加え、類似事故の再発防止等の観点から、より詳細な情報公開が求められていること等を踏まえ、全国の事故情報をデータベース化し、検索機能等を有した形で、一覧性のある情報を令和4年1月31日に公開した。

<事故情報の公開に係るホームページ>

● 電気保安統計

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/denkihoantoukei.html

● 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG

再エネ発電設備（風力発電設備や太陽電池発電設備）の事故原因の調査や再発防止策の検討

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/index.html

● 電気設備自然災害等対策WG

自然災害等による電気設備（再エネ設備を除く）の事故事例の調査や対策検討>

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/denki_setsubi/index.html

事故情報に関する公開について②

(2021.11.5 第8回 電気保安制度WG)

詳報検索イメージ画面

案件検索

発生年月 -

発生地域 北海道 東北 関東 中部 北陸 近畿 中国 四国 九州 沖縄

事故種別 感電等による死傷 電気火災 電気工作物の破壊等による死傷 電気工作物の破壊 感電死傷
供給支障 社への波及 自動車用電気工作物からの波及 ゴム異状発生 社会的影響

電気工作物第1段階 電気工作物第2段階 電気工作物第3段階

電気工作物第4段階 電気工作物第5段階 電気工作物第6段階

キーワード検索

キーワード	検索範囲	選択語
1: <input type="text"/>	<input type="text"/>	に含む
2: <input type="text"/>	<input type="text"/>	に含む
3: <input type="text"/>	<input type="text"/>	に含む

条件 1, 2, 3すべてを適用している

全角/半角 両方とも 両方しない

詳報結果一覧表示イメージ画面

詳細データ検索結果

該当件数: 20件

発生年月	発生地域	事故種別	事故概要	被害状況	電気工作物 [区分]	事故発生電気工作物の 概要と被害箇所	事故原因 (大分類/小分類)	事故原因	再発防止策	関連情報	添付ファイル
2018年01月	北海道	感電等による死傷	テストテストテスト	死者あり	【電線設備】(高圧)	事故発生電気工作物の概要と被害箇所	保守不備/自然発生	想定を超えて発生	〇〇を△△△し-	http://xxx.xx.xx	●●●●●添付ファイル
2018年01月	東北	電気火災	テストテストテスト	死者あり	【電線設備】(高圧)	事故発生電気工作物の概要と被害箇所	保守不備/自然発生	想定を超えて発生	〇〇を△△△し-	http://xxx.xx.xx	●●●●●添付ファイル
2018年01月	関東	感電死傷	テストテストテスト	死者あり	【電線設備】(高圧)	事故発生電気工作物の概要と被害箇所	保守不備/自然発生	想定を超えて発生	〇〇を△△△し-	http://xxx.xx.xx	●●●●●添付ファイル
2018年02月	中部	感電等による死傷	テストテストテスト	死者あり	【電線設備】(高圧)	事故発生電気工作物の概要と被害箇所	保守不備/自然発生	想定を超えて発生	〇〇を△△△し-	http://xxx.xx.xx	●●●●●添付ファイル
2018年02月	北陸	電気工作物の破壊	テストテストテスト	死者あり	【電線設備】(高圧)	事故発生電気工作物の概要と被害箇所	保守不備/自然発生	想定を超えて発生	〇〇を△△△し-	http://xxx.xx.xx	●●●●●添付ファイル
2018年03月	近畿	感電死傷	テストテストテスト	死者あり	【電線設備】(高圧)	事故発生電気工作物の概要と被害箇所	保守不備/自然発生	想定を超えて発生	〇〇を△△△し-	http://xxx.xx.xx	●●●●●添付ファイル
2018年03月	中国	感電等による死傷	テストテストテスト	死者あり	【電線設備】(高圧)	事故発生電気工作物の概要と被害箇所	保守不備/自然発生	想定を超えて発生	〇〇を△△△し-	http://xxx.xx.xx	●●●●●添付ファイル

発生年月、発生地域、事故種別、事故概要、被害状況、被害箇所、事故原因事故原因分類、再発防止策等の項目を公開

3-4. 電力安全課からのお知らせ（届出書類の電子申請）

届出書類の電子申請について

1. 保安ネットのこれまでの取り組み – 設置の背景

- 経済産業省では、従前の紙を主体とした行政手続業務を効率化するため、産業保安・製品安全法令に係る手続のオンライン化システム（保安ネット）を構築し、2020年1月より運用を開始。

保安ネット

背景

- 紙を主体とした行政手続により、審査業務が煩雑化し、申請者（事業者）の申請・届出に係るコストが増大している。
- 我が国の産業保安を取り巻く内外環境の変化により、手続業務を抜本的に効率化し、余剰となったリソースを立入検査等の業務に注力することにより、監督体制を強化する必要がある。

対象手続

産業保安・製品安全関連法令のうち、
経済産業省本省や産業保安監督部等の国
宛に提出される手続

運用開始

2020年(令和2年)1月～

申請時

- 窓口まで行かなくても、オンラインで申請内容の記入、申請、審査状況の確認、交付される通知文書の確認を行うことができる。

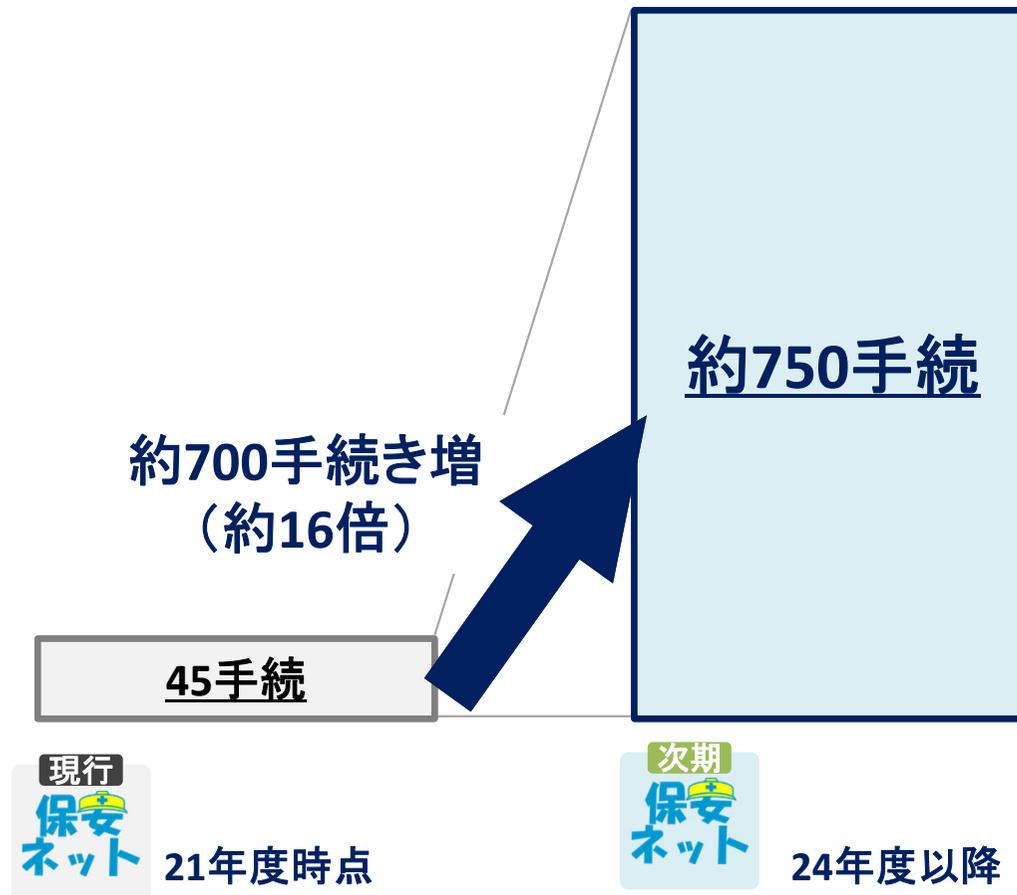
審査時

- 申請の内容確認、承認・決裁作業を全てシステム上で実施することができる。
- 事業者・事業場管理機能を搭載し、過去の情報との照合を行うことができる。

デジタル

2. 保安ネットの今後の取り組み – 拡大対象の手続（国所管分）

- 現行保安ネットの運用・保守に係る契約が終了することを契機に、令和6年4月に次期保安ネットへ更改。
- 次期システムでは、利便性の向上を図りつつ、電子化対象手続を大幅に拡大する予定。



2. 保安ネットの今後の取り組み – 拡大対象の手続（自治事務）

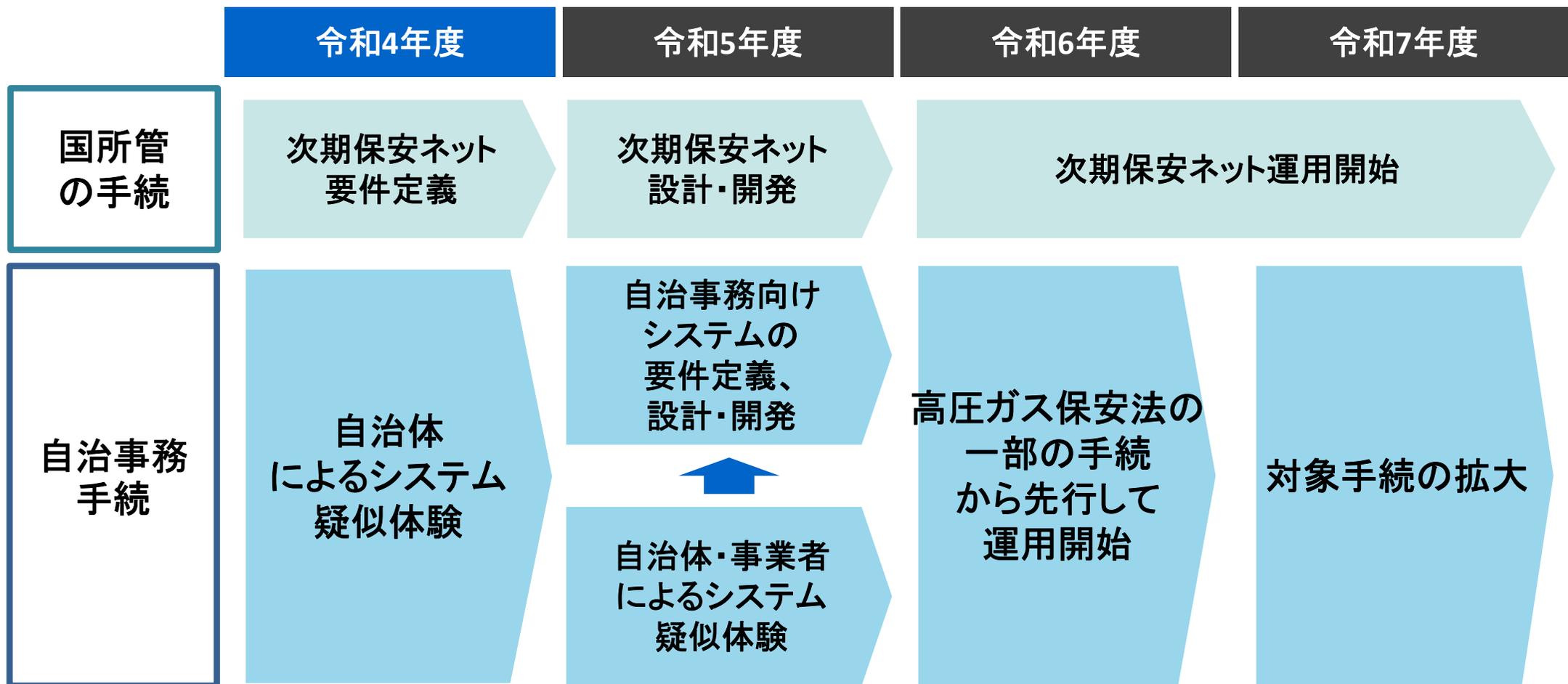
- 産業保安法令に係る自治事務の行政手続は、全部で397手続。2024年(令和6年)4月以降、段階的に全ての手続が保安ネットで提出可能になるよう対応する予定。

分野	法令名	手続数*
高圧ガス	高圧ガス保安法	259
火薬	火薬類取締法	66
液石ガス	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	50
電気	電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法	22
合計		397

* 手続数は、令和2年3月31日内閣官房IT室(現デジタル庁)「令和2年度調査 行政手続等の棚卸結果等の概要」(https://cio.go.jp/tetsuduki_tanaoroshi/) より抽出。

3. 今後のスケジュール

- 国所管の手続については、令和6年度より次期保安ネットによる運用開始を予定。
- 自治事務の手続については、令和6年度途中より、高圧ガス保安法の一部の手続から先行して運用を開始し、令和7年度以降、対象手続を拡大する予定。



4. 保安ネットでできる電気事業法の手続き

保安ネットはこんな方にオススメです！！

「郵送したけど、届いたか不安・・・」

「申請・届出の進捗状況が知りたい・・・」

「過去の申請・届出した内容がわからない・・・」



保安ネットの電子申請・届出の対象手続

- ・事業用電気工作物の保安規程（変更）の届出
- ・主任技術者の選任／解任届出
- ・主任技術者の兼任承認申請
- ・主任技術者の選任許可申請
- ・保安管理業務外部委託承認申請
- ・発電所・蓄電所出力変更の届出
- ・自家用電気工作物の廃止届出
- ・ばい煙発生施設の廃止届出

上記手続き以外は、保安ネットの「簡易申請」を利用することもできます。

※保安ネットをご利用される方は、まず、GビズIDのアカウントを取得してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、代行申請される方は、エントリーアカウントは利用できませんのでご注意ください。

詳しくは「[保安ネットポータル](#)」で検索

保安ネットポータル



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/index.html

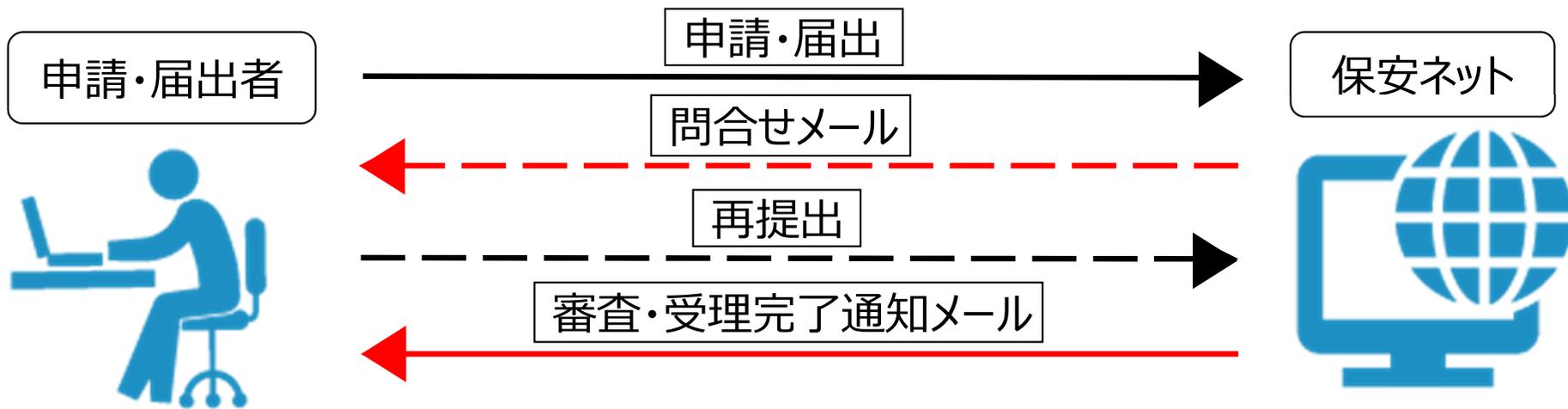
アカウントの種類

- GビズIDには、プライム、メンバー、エントリーという3種類のアカウントが存在。
- 電気事業法では、**GビズIDプライム**を推奨。
(代行申請は**GビズIDプライムが必須**)
- GビズIDメンバーは、GビズIDプライムを取得後、マイページから作成可能。

アカウント名	
GビズIDプライム	<ul style="list-style-type: none">・ 設置者やみなし設置者が提出する場合・ 保安法人や管理技術者等が代行申請する場合
GビズIDメンバー	<ul style="list-style-type: none">・ 設置者の従業員が提出する場合・ みなし設置者や外部選任受託者が提出する場合(注)
GビズIDエントリー	<ul style="list-style-type: none">・ 設置者やみなし設置者が提出する場合

(注) 設置者がGビズIDプライムでアカウントを取得し、みなし設置者や外部選任受託者のメンバーアカウントを作成

保安ネットでの手続きの流れ



審査・受理完了後、保安ネット上で印刷（PDF形式）できます。

- ①申請の場合・・・通知文書
- ②届出の場合・・・受理証明書

保安ネット上で手続きの進捗状況（ステータス）が確認できます。

【ステータス】の表示例（抜粋）

審査中・仮受付中：申請書は審査中、届出は確認中の状態

審査完了・受理完了：審査の完了・受付完了の状態

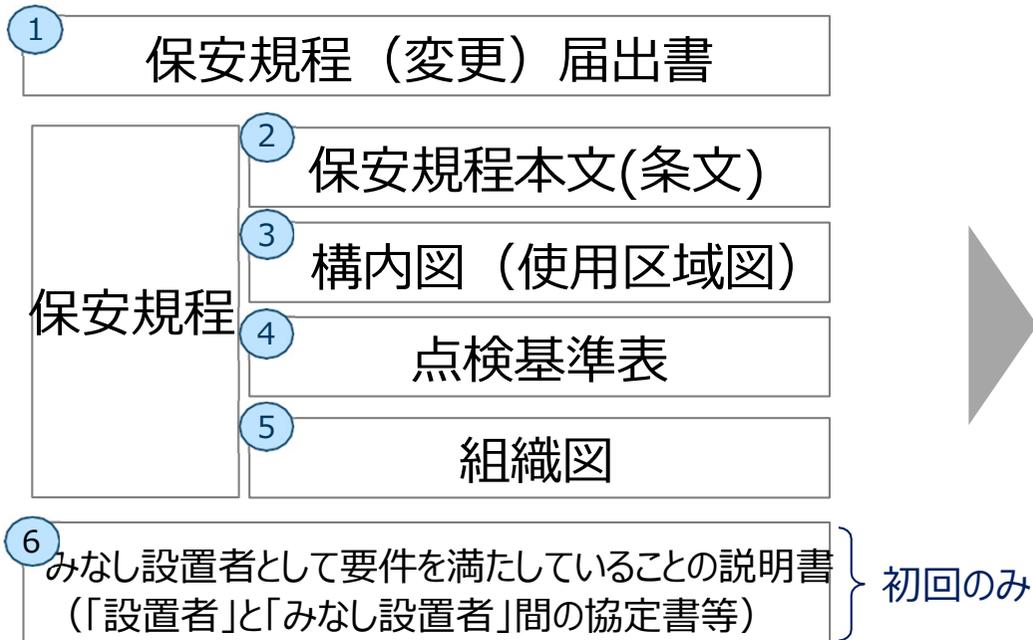
問合せ：監督部から問合せや修正依頼を受けている状態

各種申請・届出における必要書類等

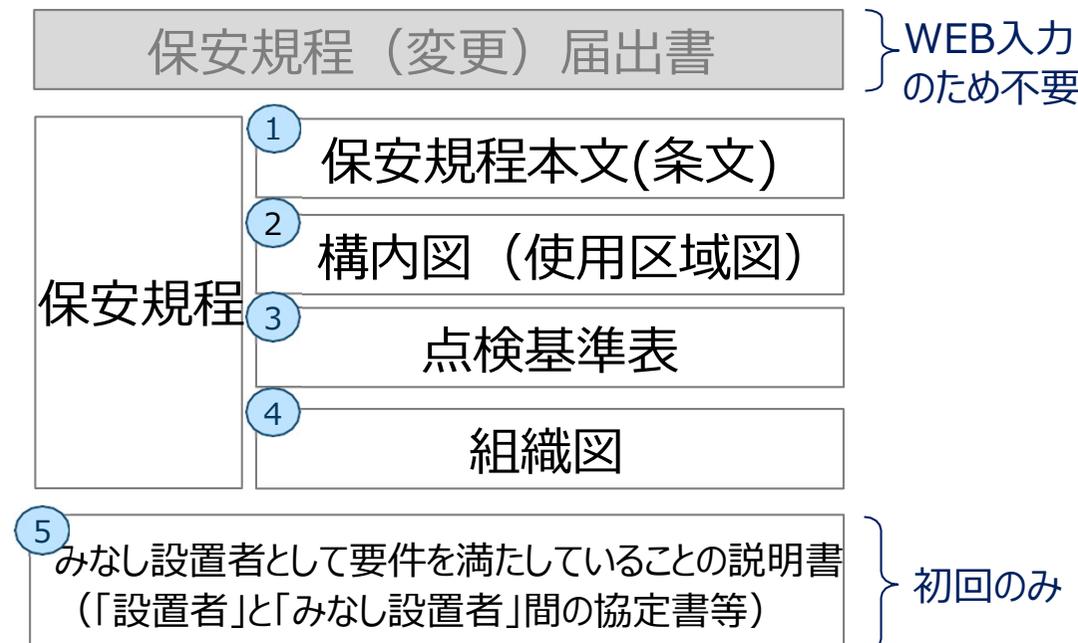
- 保安規程(変更)届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**今回説明**
- 外部委託承認申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 主任技術者選任又は解任届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**今回説明**
- 主任技術者兼任承認申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 主任技術者許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**今回説明**
- 主任技術者解任届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 事業場の全廃に伴う報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 発電所・蓄電所出力変更/廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ばい煙発生施設廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 電子申請対象外の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**今回説明**
- ご参考・・

保安規程（変更）届出：主任技術者の選任形態が選任の場合

紙申請



電子申請



みなし設置者 https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/shinsei/jikayo/gaibuitaku/new_form/minasi.pdf

保安規程（変更）届出が必要となる場合の例

- 設置者の商号、代表者及び住所の変更
- 事業場の名称及び所在地の変更
- 設備規模(設備容量の増減、発電所の増設・撤去等)の変更
- 受電方式(1回線受電、本線予備線受電、スポットネットワーク受電等)の変更
- 受電電圧(高圧⇔特別高圧等)の変更
- 点検頻度、点検方法(無停電点検の採用等)及び点検項目の変更
- 絶縁監視装置の設置の有無の変更
- 保安管理体制(主任技術者、指揮命令系統、保安管理担当部署等)の変更
- 保安規程本文の変更（誤字・脱字等の軽微なものを除く） 等

(注) 上記に関する記載がある場合のみ

主任技術者選任又は解任届出（専任）

紙申請

- 1 主任技術者選任又は解任届出書
- 2 主任技術者免状の写し
(※免状取得後1年未満のみ)
- 3 従業員であることが確認できる資料
(社員証、在職証明書、健康保険証等) の写し
- 4 運転委託会社との業務委託契約書の写し
(※内規 1.(1)①イ～ハに掲げる事項が確認できること)
- 5 みなし設置者として要件を満たしていることの説明書
(「設置者」と「みなし設置者」間の協定書等)

申請の
都度

電子申請

- 主任技術者選任又は解任届出書 } WEB入力のため不要
 - 1 主任技術者免状の写し
(※免状取得後1年未満のみ)
 - 2 従業員であることが確認できる資料
(社員証、在職証明書、健康保険証等) の写し
 - 3 運転委託会社との業務委託契約書の写し
(※内規 1.(1)①イ～ハに掲げる事項が確認できること)
 - 4 みなし設置者として要件を満たしていることの説明書
(「設置者」と「みなし設置者」間の協定書等)
- 申請の
都度

内規 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/syuningijutsusya_naiki.pdf

みなし設置者 https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/shinsei/jikayo/gaibuitaku/new_form/minasi.pdf

主任技術者選任許可申請

紙申請(注)

- 1 主任技術者選任許可申請書
- 2 卒業証明書
- 3 合格証、免状
- 4 従業員であることが確認できる資料
(社員証、在職証明書、健康保険証等)の写し
- 5 選任許可を必要とする理由書

電子申請

- 主任技術者選任許可申請書 } WEB入力のため不要
- 1 卒業証明書
- 2 合格証、免状
- 3 従業員であることが確認できる資料
(社員証、在職証明書、健康保険証等)の写し
- 選任許可を必要とする理由書 } WEB入力のため不要

(注)「単位取得証明書(※開封無効)」にて申請する際は、**紙申請**にて手続きをお願いします。

電子申請対象外の手続き

- 電子申請対象外の手続きについては、簡易申請で手続き可能

簡易申請手続（電気事業法）の具体例

1. 工事計画届出書（ばい煙関係）
2. 自家用電気工作物使用開始届出書
3. 氏名等変更届出書
4. 定期・使用前安全管理審査結果通知書の写し
5. **ボイラー・タービン主任技術者に係る届出
（選任又は解任、兼任、許可申請）**

詳細は以下のURLをご参照のうえ、提出してください。

簡易申請 https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/shinsei/jikayo/gaibuitaku/new_form/sankousiryoku2.pdf

我々、経済産業省 産業保安グループは、

「規制と産業振興の両面から技術の進歩や社会の変化に対応し、公平・中立かつ現場感をもった信頼される組織として、将来にわたって国民の安全・安心を創り出す。」

ことをミッションに取り組んでまいります。

今後とも、電気保安へのご理解・ご協力を、
どうぞよろしくお願いいたします。

ご安全に！

経済産業省HP「電力の安全」

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/index.html